

よくある質問(自動車関係(検査・登録))Q&A

	質問内容
Q1	窓口の混雑状況について
Q2	運輸支局/登録事務所へのアクセス方法について
Q3	郵送で手続きできますか？
Q4	譲渡証明書や委任状等のひな型はどこで入手すればよいか教えてほしい
Q5	車の所有者が亡くなった場合の名義変更の必要書類を教えてほしい
Q6	車やバイクの名義変更の必要書類を教えてほしい
Q7	車やバイクの住所変更の必要書類を教えてほしい
Q8	各申請の手数料について教えてほしい
Q9	名義変更をする車の車検が切れている場合はどうすればよいか？
Q10	検査の予約をしたい
Q11	予約したラウンド以外に受検した場合はどうすればよいか？
Q12	構造変更検査を受ける場合の必要書類を教えてください
Q13	継続検査を受ける場合の必要書類をおしえてください
Q14	継続検査に不合格となった場合どうすればよいか？
Q15	再検査を受ける前に有効期間が切れた場合どうすればよいか？

Q1 窓口の混雑状況について

週末や月末は大変窓口が混み合います。

特に毎年、年度末の3月下旬は窓口が大変混雑し、車検証をお渡しするまで長時間お待ちいただくなどお客様に大変ご迷惑をおかけしています。比較的月初めは空いていますが、運輸支局でのお手続き後、ナンバーの取付けや自動車税事務所にて税申告のお手続きが発生する場合がありますので、お時間に余裕をみて手続きにお越しく下さい。

Q2 運輸支局/登録事務所へのアクセス方法について

以下に掲載しておりますのでご確認いただくようお願いいたします。

<全国の運輸支局等一覧はコチラ>

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/list/index.html>

Q3 郵送で手続きできますか？

郵送では、受付しておりません。

申請者が窓口にお越し頂けない場合は、代理人に委任して手続きして頂く事ができます。

Q4 譲渡証明書や委任状等のひな型はどこで入手すればよいか教えてほしい

主な手続きや、各種書類のひな形については以下に掲載されておりますのでご確認ください。

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/about/register/index.html>

Q5 登録車の所有者が亡くなった場合の名義変更の必要書類を教えてください

登録車の所有者が亡くなられた場合に行う名義変更の必要書類については以下をご確認ください。

https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/jidou_kensa/souzokuannai.pdf

Q6 車やバイクの名義変更の必要書類を教えてください

登録車やバイクの売買など譲渡譲受による名義変更の必要書類については以下をご確認ください。

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/change/document/index.html>

Q7 車やバイクの住所変更の必要書類を教えてください

引っ越しなどによる登録車やバイクの住所変更の必要書類については以下をご確認ください。

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/change/document/index.html>

Q8 各申請の手数料について教えてください

各種申請の手数料等については以下をご確認ください。

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/price/index.html>

Q9 名義変更をする車の車検が切れている場合はどうすればよいか？

車検(有効期間)が切れている場合は、名義変更(移転登録)の手続きはできません。

あらかじめ、指定整備工場または運輸支局・自動車検査登録事務所にて「継続検査」の受検が必要となります。なお、前回車検時から自動車の構造(自動車の大きさや定員、燃料など)に変更があった場合には、管轄の運輸支局・自動車検査登録事務所にて「構造等変更検査」を受検いただく場合もございます。詳しくは最寄りの運輸支局・自動車検査登録事務所までお問い合わせください。

<全国の運輸支局等一覧はこちら>

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/list/index.html>

Q10 検査の予約をしたい

独立行政法人自動車技術総合機構の自動車検査インターネット予約システムより変更してください。ただし、変更は予約の受付時間までに変更する必要があります。

詳しくは、自動車検査インターネット予約システムをご確認ください。

■自動車検査インターネット予約システム

https://www.reserve.naltec.go.jp/web/ap-entry?slinky_page=forward:A1001_01

Q11 予約したラウンド以外に受検したい場合はどうすればよいか？

自動車検査インターネット予約システムにて予約ラウンドの変更を行ってください。
受付終了時間を過ぎた場合は、予約の変更、取り消しを行うことはできません。また、原則、検査を受けることができません。

受検予定の運輸支局又は自動車検査登録事務所までご相談ください。

■自動車検査インターネット予約システム

https://www.reserve.naltec.go.jp/web/ap-entry?slinky_page=forward:A100101

<全国の運輸支局等一覧はコチラ>

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/list/index.html>

Q12 構造変更検査を受ける場合の必要書類を教えてください

構造変更検査の際に必要な書類については以下をご確認ください。

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/about/inspect/structural-change/index.html>

なお、改造後の初回の検査等は検査時に独立行政法人自動車技術総合機構への届出書が必要になる場合がございますので、検査を受ける自動車機構事務所へ事前にお問い合わせいただくようお願いいたします。

■独立行政法人自動車技術総合機構

<https://www.naltec.go.jp/offices/chubu/>

Q13 継続検査を受ける場合の必要書類をおしえていただきたい

継続検査の際に必要な書類については以下をご確認ください。

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/inspection/index.html>

Q14 継続検査に不合格となった場合どうすればよいか？

検査不合格の場合、受検当日であれば初回を含め最大3回まで再入場可能です。

また、当日中に合格と判定されない場合、限定自動車検査証の交付を受けることで受検日から15日以内であれば限定自動車検査証に記載された保安基準に適合しない部分を整備した場合における当該整備に係る部分のみの受検が可能です。限定自動車検査証の交付を受けない場合は、再度、検査手続きを行う必要があります。不適合箇所については審査結果通知書1に記載された通知をご覧ください。

なお、詳細については、受検した独立行政法人自動車技術総合機構事務所へお問い合わせいただくようお願いいたします。

■独立行政法人自動車技術総合機構

<https://www.naltec.go.jp/offices/chubu/>

Q15 再検査を受ける前に有効期間が切れた場合どうすればよいか？

有効期間が切れている場合、レッカー車や積載車を手配していただくか、市区町村において臨時運行許可(仮ナンバー)を受けてください。